

第四百十二回国 参議院 法務委員会 會議録 第四号

平成十年三月十九日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

三月十二日

大森 礼子君

補欠選任
牛嶋 正君

三月十三日

牛嶋 正君

補欠選任
大森 礼子君

三月十七日

高木 正明君

補欠選任
森田 健作君

同日

委員森田健作君は公職選挙法第九十条により退職者となった。

三月十八日

遠藤 要君

補欠選任
長谷川道郎君

千葉 景子君

小川 勝也君

出席者は左のとおり。

委員長

武田 節子君

理事

清水嘉子子君

依田 智治君

大森 礼子君

橋本 敦君

平野 貞夫君

委員

岡部 三郎君

長尾 立子君

長谷川道郎君

林田悠紀夫君

前田 勲男君

また、昨十八日、遠藤要君及び千葉景子君が委員を辞任され、その補欠として長谷川道郎君及び小川勝也君がそれぞれ選任されました。

○委員長(武田節子君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっており、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(武田節子君) 御異議ないと認め、それでは、理事に大森礼子君を指名いたします。

○委員長(武田節子君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。下稲葉法務大臣。

○國務大臣(下稲葉耕吉君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするものでありまして、以下その要点を申し上げます。

第一点は、裁判官につき、判事補の員数を二十人増加しようとするものであります。これは、地方裁判所における民事訴訟事件及び民事執行法に基づく執行事件の適正迅速な処理を図るために増加しようとするものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十一人増加しようとするものであります。これは、

は、地方裁判所における民事訴訟事件及び民事執行法に基づく執行事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所書記官を二百五十人増員するとともに、他方において、裁判所の事務を簡素化し、効率化すること等に伴い、裁判所事務官等を二百二十九人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十一人増加しようとするものであります。

以上が、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(武田節子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○円より子君 民友連の円より子です。まず、最高裁に伺いたいと思っておりますが、私、この四年ほどずっと法務委員会に所属しておりますので、毎年この時期になりますとこの裁判所職員定員法の一部を改正する法律案というものが出されて、今まで見ておりました、ことし二十名の増員をしたいということですが、去年も二十名、それから平成八年十五名、平成七年十二名、平成六年十名、平成五年七名というような状況になつておりますけれども、それぞれ増員をしてどういった効果があったのか教えていただきたいんです。

○最高裁判所長官代理者(浜野健君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、昨今の民事事件の増加傾向を踏まえまして、特に平成三年以降、バブル崩壊と経済不況等の影響を受けまして、大都市部の裁判所を中心に民事事件が急増いたしました。そういう増加傾向を踏まえまして委員今御指摘のと

おり毎年裁判官の着実な増員をしているところでございます。

今、御指摘のように、平成五年から平成九年までの過去五年間に合計六十四名の裁判官の増員をいたしました。それから、ただいま御審議いただいておりますように、平成十年度においてはさらに裁判官二十人の増員をお願いしているところでございます。

どの程度の効果があつたかということでございますけれども、例えば大要事件が増加しているというところで典型的な東京地裁の民事部の例をとりますと、一時期、裁判官一人当たりの単独事件の手持ち件数というのが二百七十から二百八十件ぐらいございまして、民事事件を担当している裁判官の負担というのはかなり重い、忙しい時期がございました。

委員御指摘のとおり、平成五年から九年までに六十四人の増員を図ることができまして、そういった繁忙な部門に裁判官を振り向けて執務の改善を図るということができまして、現在のところといえますか、昨今は東京地裁の例でいきますと、裁判官一人当たりの民事通常事件の単独事件というのが二百四十件程度になっております。

そういう意味では、増員していただいたおかげで数年前に比べて裁判官一人当たりの負担量というのが軽減されてきているわけでございますが、それでもなおかつ二百四十件の単独事件の手持ち件数というのはやはりまだまだ負担が重いといえますか、繁忙ということが言えると思ひますので、さらに今年度、先ほど委員御指摘のように二十人の裁判官の増員をお願いしている、そういう経過でございます。

○円より子君 平成五年から昨年までで六十四人ふえて、一人頭二百七十から二百八十件がようやく二百四十件になったという状況ですが、そうしますと、七人とか十人とか十二人とか、ちまちまとなつて五年度で何とかこのくらいにはなつたけれども、少しずつふやすことの効果があるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいん

です。

○最高裁判所長官代理者(浜野健君) 委員の御指摘は、恐らくある程度のタイムスパンを持って、長期的なある程度の見通しを持って計画増員をしたらいいんじゃないかという御指摘が含まれていんだと思ひますが、実は、裁判所の増員と申しますのは、事件数の動向を踏まえるというのが一番でございます。それを踏まえて御指摘のとおり何よりも適正迅速な裁判を実現する、そういう目的であることはもう間違ひございません。

そのためには、裁判運営といひますか、それから訴訟進行とかそういうものの改善とか、それから当事者、特に弁護士さんの準備活動とか訴訟活動のあり方の見直しとか、そういう適正迅速な裁判を実現するための種々の方策が総合的に勘案され、効果的な紛争解決というのが進んでいくというところになっておるわけでございます。

ところで、事件数の動向について申し上げますと、実は御案内のとおり、裁判所に提起されます事件といひますのは民事事件だけではないでございまして、刑事事件、家事事件、少年事件等々各種の事件が含まれます。それで、裁判所も国家機関の一員として各種事件の増減に應じてまして各部署の人員配置を機動的に見直すということが必要でございまして。

昨今、増加傾向が特に顕著でございます民事事件の事件数の動向はそれとおりでございますが、裁判所全体といひますのは、刑事、家事、少年等の各種事件を含む全体としての事件数の動向を考へる必要があるということでございます。今後、規制緩和等の社会変化の動きを受けまして、民事紛争の解決を裁判手続に求めたいという国民の司法に対する要望はますます増大してくるものと予測されるわけでありまして、民事事件以外の各種事件の事件数の増減につきましても、なかなか本来予測することが実は困難なところでございまして、裁判所全体の事件数の動向につきましまして長期的な予測をすることは極めて困難でございまして、したがって、裁判官の増員計画につきま

して具体的な数値をもってお示しすることは難しい状況にあるということをお理解いただきたいというふうに思ひます。

このように裁判所に提起される全事件数の動向を予測することが困難であるという状況の中で、裁判所としては、特に民事事件について昨今事件数の増加傾向が顕著であるということを見野に入れまして、継続的に委員御指摘のとおり裁判官の増員に力を注いでいるところでございまして、このような立場から、平成五年から九年までに合計六十四人の裁判官の増員をし、さらに平成十年度二十人の裁判官の増員をお願いしているというところでございまして。

今後、新民事訴訟法の施行等を契機といたしまして当事者の積極的な訴訟活動の協力を得ながら増員をお願いしていくことにより、適正迅速な裁判の実現を目指していきたいというふうに考えている次第でございまして。

○円より子君 ただいまの御答弁を聞いておりますと、あたかも私の方が増員をするなど言っているのに対して、これだけ事件が多くなっているから増員が必要だと一生懸命おっしゃっているように聞こえるんです。そうしましたら、もっとそれこそ五年間にちまちまと分けて六十人ぐらいばんとふやしたいというふうにおっしゃっていらっしゃるのに、何か反対の答弁をしていらつしやるような大変おかしい形になっていると思ひます。

裁判官、検事、弁護士など、いわゆる法曹の数が極端に少ないということとはもう随分前から指摘されております。欧米諸国の法曹人口に比べても随分少ないと思ひますが、今我が国の法曹人口というのは十分だと思ひていらつしやいますか、ちよつと各国の人口と比べて教えていただきたいんです。

○政府委員(山崎潮君) 法務省の方からお答え申し上げます。

我が国の法曹人口の問題でございましてけれども、平成九年四月一日現在で申し上げますけれども、

も、裁判官につきましては、簡易裁判所の判事も含めまして言いますと、その定員は二千八百九十九でございまして。それから、検察官につきましては、副検事も含めて申し上げますと、その定員は二千六百六十一でございまして。弁護士が一万六千三百九十八人でございまして。この総計をいたしますと、約二万一千五百という数字になります。このうち法曹資格を有する者の合計ということになりますと、約一万九千七百という状況でございまして。

それから、引き続きちよつと世界との関係で申し上げます。最近の世界各国の法曹人口の問題でございましてけれども、これは数字がなかなか正確につかぬないところもあります。ですから、必ずしも同一時期の比較というより若干の幅がございまして、それはお許しをいただきたいと思います。

まず、アメリカでございましてけれども、約九十三万七千人というところでございまして。それからイギリスが七万九千人、ドイツが約十一万三千人、フランスが約三万五千人でございまして。これを法曹一人当たりの国民数という形で割り出しますと、アメリカが約二百九十人、イギリスが約六百六十人、ドイツが約七百二十人、フランスが約千六百四十人でございまして。

それに対して、我が国の法曹一人当たりの国民数ということになりますと、約六千三百八十人ということになります。

○円より子君 今おっしゃってくださったとおりのアメリカの法曹人口は九十三万六千九百余人ですが、そういうことを見ますと、これはもう別格としても、とにかく日本の場合、法曹一人当たり人口というのがもうお話にならないほど人口の方が多くて法曹人口が少くないという形になっておりますけれども、こういう形で本場に頼りになる司法ということができるとはどうかということがあると思ひます。

この間、法務大臣も所信表明の中で、「近年の社会の急激な変化に伴い、さまざまな紛争、違法

行為に対し、法に基づいて適正迅速に対応していく必要性は極めて高くなっております。」とおっしゃって、そして、「司法がこのような社会の要請にこたえていくためには、これを担うに足りる資質と能力を備えた法曹を十分に確保する必要があると思います。」とおっしゃっていらつしやる。

それで、法曹人口の少なさともう一つ司法予算との関係なんですが、大臣にお聞きしたいのですが、司法予算というのはここ数年、国家予算に占める割合というのは変わっているんでしょうか。それともほとんどずっと一緒なんですか。多分これ間違いないければ、確かめていただきたいのですが、一応国家予算の〇・四％台というふうに聞いておりますけれども、これでよろしいですか、まずそこを。

○国務大臣(下橋葉耕吉君) 大体そのような数字だと理解いたしております。

○円より子君 これは司法予算といえどももちろん国民の税金でございまして、それから今は大変な赤字財政の中でございまして、常に〇・四％台をずっと保っているという事は褒めてさしあげたいぐらゐの抑制力ではないかと思うんです。

ただ、こういった司法予算の少なさが本当にその機能がきちんと効果的に働いているのかという事になりますと、どうもそうとは言えない。国家予算の少なさ、そして法曹人口の少なさ、そういうことすべてが日本の司法を国際的にも時代おくれにしまつていっているのではないかと、このような御意見が随分あちらこちらから出ております。

大臣として、例えばこの国家予算をもう少しふやしたいとか、法曹人口はこんなに十人とか二十人ずつのふやし方ではないのかどうか、それで十分と思つていらつしやるのか。行政改革でだんだん規制緩和がされてきますと、自己責任というものが本当に大きくなつてまいりますと、ますます司法の役割というのが大きくなつてくると思うんですが、そのあたりを考えますと、これで十分と思つていらつしやるのかどうか、その辺の御意見をお聞か

せ願えますでしょうか。

○国務大臣(下橋葉耕吉君) 所信でも申し上げましたように、国際化が進み、規制緩和が進み、それから事前チェックよりも事後チェック、自己責任というふうな時代に進みます。そうしますと、好むと好まざるにかかわらず私は司法の果たす役割というのは重くなると思つております。

それで、そういうふうな将来を展望いたしまして体制を強化しなくちゃならないということは当然私も十分認識し、またそのようにやらなくちゃならない、このように思つております。したがって、人員の問題、予算の問題、これは当然その増強なり増額を私どもも努力しなくちゃならない、このように思つております。

政府は行政改革を進めておりますけれども、やはり司法の強化につきましては、総理の所信の中でも最後に触れられておりますとおり、政府としても協力してまいりますということを総理の所信の中でも言われていましてございまして。私も最高裁と十分連絡をとりながら、最高裁のそういうふうな御要望に對しまして御協力してまいりたい、このように思つております。

○円より子君 法務大臣もそのようにおっしゃつておりますし、これは元最高裁の長官でいらつしやる矢口洪一さんがお書きになつていらつしやるけれども、現在の倍の法曹人口の四万人は必要ではないかというふうにもおっしゃつていらつしやる。最高裁、いかがですか、二十人なんという増員じゃなくてももっとばんとふやしたいという御要望をお出しになりませんか。

○最高裁判所長官(代理者)(浜野健君) 先ほども御説明させていただきましたように、裁判所といたしましては、事件の動向との兼ね合いを踏まえ、せんで単に何人とか何倍とかということをし上げるのができませんので、裁判所全体の事件数の動向を踏まえるということから離れることができないわけでございます。

それでもなおかつ最近の民事事件の顕著な増加傾向というのに着目させていただきますと、例え

ば、先生御指摘の過去平成五年から九年までの六十四人の裁判官増員の約三分の一の二十人を平成十年度にお願ひしている、こういうことで御理解いただければというふうにお願ひします。

○円より子君 それで、今度の増員、平成五年からずっと判事補の増員でございましてけれども、判事補の方が判事として一人前というとおかしいですが、判事としての仕事をなさるのに大体何年かかるんでしょうか。

○最高裁判所長官(代理者)(堀籠幸男君) 裁判所法では、判事補を十年しますと判事になるということになっております。

ただ、判事補の職権特例法という法律がございまして、最高裁判所が指名する判事補につきましては五年たつた段階で判事補としての職権の制限がなくなる、すなわち判事と同じ権限を行使することができ、こういうふうになっているところでございます。

○円より子君 五年でというケースもあるようですが、なかなか判事の方は、もちろん定員が決まっておりますが、ふえない。そうしますと、判事補がだんだんふえてきて、十年ほどたつて判事の定員を変えんというところにもなるんでしようが、現実にはこの判事補の制度は廃止すべきだという御意見もあるように聞いております。

それで、先ほど各国の法曹人口の比較を言つていただきましたけれども、もちろん大変な日本との格差というのは裁判官についての考え方の違いから起きていることはわかるんです。英米の場合、法曹の中のすぐれた先輩が裁判官になるという法曹一元の考え方に立っておりますから、

それですと、紛争はまず国民の最も身近にいる弁護士さんの間で解決がされて、そして当事者の間でけりがつかないものだけが裁判に持ち込まれますから、裁判官の数は英米のように少なくてもいい。そこより日本はずっと少ないからおかしいんです。

この法曹一元という制度は、例えば我が国の憲法では裁判官というのは独立して職権を行うとい

うふうになっていると思うんですが、そうしますと、判事補というのは一人で裁判をできないということになっているわけですから、憲法と矛盾するのではないんでしょうか。

○政府委員(山崎潤君) ただいまの御指摘でございますけれども、裁判所法におきましては、現行の憲法のもとにおける裁判官の職責の重要性にかんがみまして、法曹としての経験が少くない判事補につきましては原則として一人で裁判をすることができないというふうな定めてあるわけでございます。

そこで、今御指摘のように、判事補は原則として合議体の構成員、その裁判官として職務を行つていくわけでございます。ただその職権は、合議体の他の構成員、これは判事でございましてけれども、その構成員と全く同様に行使できるわけでございます。また良心に従つてかつ独立して行使をしていくという事になるわけでございます。その面ではやはり憲法の趣旨には全く反しないというふうな考えをいたしております。

○円より子君 今おっしゃつたことは合議体です。からというお話ですが、合議体の中には必ず判事がいるわけで、判事の数がふえない限りはやはり裁判官の負担というものがなかなか解消されないという事になります。例えば先ほど最高裁の方から民事訴訟等の数がふえていることもお話がありましたけれども、これは二十年前の一・五倍ぐらふえていまして、ところが、二十年前の裁判官の数と今とを比べれば、裁判官の数はただか七％しかふえていない。

そういうことで、ちまたでは企業等では本来和解じゃなくてきちんと争いたい、それだつたら勝つと思われようなケースでも和解を強要されるような形になっているという不満を随分聞いておりますけれども、こういった件についてはどう対処しようとなさつていらつしやるのか。

○最高裁判所長官(代理者)(浜野健君) 先ほど来も委員の御指摘についてお話しいたしましたけれども、大都市部を中心に民事事件が増加しております

して、東京地裁の例で言いますと、単独事件の手持ち件数が一時二百七、八十件のところが今二百四十件程度になっていると。それも確かにまだまだ負担が重いというふうに私も認識しております。そういう点を十分に勘案いたしまして、今後、事件の動向を踏まえて着実な裁判官の増員確保をお願いしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

そういう流れの中で、平成十年度につきましては二十人の裁判官の増員をお願いいたすというところでございまして、これが実現いたしますと、増員をしていただいたエネルギーをやはり大都市の繁華部門に振り向けることができまして、今申し上げているような繁忙を軽減することができるといふふうに考えている次第でございます。

○円より子君 最高裁の方も一生懸命何とか機能的に迅速に、そしてまた裁判官個々の負担がふえないように、またふえることによつて国民の司法を受ける権利を脅かさないように一生懸命努めていらっしゃるのとはわかるんですが、何か主客逆転といえますか、こちらが本来は必死になつて減らそうというのをそちらではふやしてくれとおっしゃるののが反対になつていっているような気がして、いつてもこの裁判所職員定員法を改正するときには不思議でならないんです。現場の裁判官の方々の意見が本場に反映されているのかどうか、増加の点で。

それからまた、どうもピラミッド形で、裁判官自身も何か行政官みたいになつてしまつていて、いろいろな非難もあつたり、いろいろありまして、本当の意味で国民に司法への信頼を取り戻すというか、持つてもらふためにはもっといろいろな改革が必要なんじゃないかと思ふんです。

そのときに、常に法官三者での議論がよくなされていくように、私など本場に素人で、法務委員会にいるのも時々肩身の狭い思いをすることがございますけれども、もちろん専門家の意見というのは大変だと思ひますが、本場はそういう中に余り専門家でない人たちが裁判の制度とか、そ

ういふものを考える必要性というのがあるんじゃないかというのを常々感じております。ぜひともそういう場をつくつて、ますます質を高め、増員をし、司法改革を国際的にもおくれのないような形で進めていっていただきたいと思ひますので、最後に法務大臣からももう一度、予算を獲得すること、それから増員をすること、そのあたりについてぜひ御意見を述べいただきたいと思ひます。

○国務大臣(稲葉繁吉君) 率直に申し上げまして、今国民と司法との間に相当遠いものを感じているんじゃないかと思ふんです。るお話ししたいしておりますように、もう好むと好まざるにかかわらず世の中が進み、司法のニーズがふえるわけでございますから、これをもっと身近に感ずるような司法の体制というものをつくらなくちゃいけない。

そういたしますと、例えば弁護士さんにいたしましたら大都市に集中しておられますね。地方でいろいろな民事的な問題が起きてきたような場合に、果たして身近なところにそういうような形で相談できるような方たちがおられるのかどうか、この辺のところも大変問題だと思ふんです。

裁判官の問題は最高裁を中心としていろいろお考えいただいておりますけれども、私といたしましては、今回も司法修習生の増員を前提といたしまして、裁判所法の改正でどうか、あるいは司法試験制度の改正等の法案をお願いいたしておりますが、そういうふうな全体の中、例えば七百名から千名に上げた場合に、千名でいいのか、もっと将来をよすことを考えぬといかぬのではないかと、一応視野には入れておるわけです。

そういうような形で体制の整備というのを図りたいと思ひます。

それから、おっしゃる通りにやはり予算面も当然付随してくるわけでございます。財政的にも大変厳しい状態ではございますけれども、そこはやはり必要なものには適切に対処していただくと、いふうなことで、私どもも頑張つてまいりたい。

このように思ひます。

○円より子君 終わります。

○大森礼子君 公明の大森礼子です。

今回の法案が通りますと、裁判官の定員は二十名増加することになります。これは判事補です。新し司法研修所を卒業してそれで裁判官になれる方が従来よりも二十名ふえることになるんだらうと思ひます。

この二十名の根拠なんですけれども、これはいろんな将来のビジョンに基づいて、迅速な裁判とか、これを実現するために当面これだけあればいいというふうに改善するだろうというところで決まった人数なのか、それとも司法研修所を卒業する修習生の裁判官希望者との関係で大体このぐらいに落ちついたのか、このあたりはいかがでしようか。

○政府委員(山崎潮君) 裁判官を二十人増加するという点につきましては、昨今民事事件が大変ふえておりますし、かつまた内容的にも非常に難しいものが多くなつていっていることとございまして、この辺のところも対峙しまして迅速に処をすることをこの観点から行われたわけでございます。その中で、とりわけやはりことしの一月一日から施行されております新民事訴訟法でございまして、これは従来の五月兩方式の審理から集中審理方式に変えていくという大きな転換でございまして、この趣旨にのつとて民事訴訟事件の審理を充実させるという観点から行われたわけでございます。その辺に重点があるというところでございまして。

○大森礼子君 民事の方の訴訟促進、民事の方を充実させるということから二十名ということなんですか、それとも刑事の方はどうなのか、この辺に疑問も生ずるわけです。毎年毎年この定員につきましましては、司法の器といえますか、使い勝手のいい司法、迅速な裁判を実現するための司法というものを表現していかなくちゃいけないんじゃないかという観点から質問がされるわけ

例えば、平成八年三月二十八日の法務委員会でも次のような質問をされた委員がいらつしやるわけですね。「十年とか二十年後の日本の裁判所はこうなるんだというはつきりとした方向性を出していただくということも、将来の日本の民主主義あるいは司法部のために、もうそろそろそういうことをやっていただかなければならない時期じゃないか」ということで、こういう質問をしておられるわけですね。私もこの後の委員会だと思ひますが、同じような将来の司法のビジョンといひますが、これをなぜ示さないのでしょうかという質問をしたことがございます。

そのときの大体の御返事は「お答えいただければいいのですが、例えば次のようになるんだらうと思ひます」と言ひますが、平成八年三月二十八日の先ほどの委員に対する答弁、最高裁判所長官代理者、堀井さんですか、不確定な要素があるといううんで、五年とか十年というふうな周期で見ますと、何万件かの単位で大幅に増減するようないふことがあるので、そういう状況を将来にわたつて的確に予測することが非常に難しいと、これはきょうの御答弁の中にもございました。

それから、事件の処理期間を短くするというところで、その決定する要素というのは必ずしも裁判官の数だけではございまして、こういう答弁もありました。そうだったとしても、まず裁判官がふえれば確実に減るだろうということもまた言えるわけなんです。

それからもう一つは、修習生の中から本場に裁判官になつてくれる、そういう適格性、資質を持った方をどの程度採用できるか、こういう問題がございまして、こういう御答弁なんです。これを言つておりましたら、いつまでたつても将来の明るい司法のビジョンというのが見えてこないわけなんです。

これは、この答弁をずっと維持されるお気持ちなのかどうか、あるいはこのままではいけないから日本の司法のビジョンについてこういうふうに考へるといふお考へがあるのかどうか、このあた

りをお聞かせいただけますでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(浜野惺君) 委員御指摘のとおり、裁判官の増員を考えるに当たりましては、長期的な見通しが重要であるというところは私も認識しております。御指摘のとおりでございますが、先ほど来委員も御指摘のとおり、訴訟の運営と申しますのは、裁判官の増員に限らず、特に民事訴訟法といえますのは当事者主義でございまして、新民訴訟法が施行されました特に弁護士さんの方の当事者の準備活動や積極的な訴訟活動というものが期待されておまして、これが実は迅速な裁判を実現する原動力になっているということでございます。

私も同じくいたしましては、民事訴訟に限りましては、そういう新民訴訟法の運営を弁護士さん方の御協力を得ながら定着をさせていくということと同時に、顕著な最近の民事事件の増加傾向を踏まえて増員をお願いしていくと考えてございます。

ただ、先ほど来御指摘のように、裁判所全体の事件数の動向といえますのは、民事事件が特に増加いたしました。他の事件との関係で増減があるわけではございまして、そこがところは大変事件数としては予測したいところとございまして、ただ、私も同じくいたしましては、そういう予測したいという状況の中で、なおかつ民事事件の増加に着目させていただいて、これについて過去平成五年から九年までに六十四名の裁判官の増員をお願いいたしました。その合計の三分の一の裁判官を十年度にお願しているということでございます。

それで、単年度に二十名の裁判官の増員をお願いするといえますのは、端的に比喩的に規模で申しますと、横浜地裁本庁あるいは名古屋地裁本庁の民事部の裁判所をそっくりそのまま新設するといふ相当程度の規模の増員をお願いであるということでございます。

ただ、それは申ししても、委員御指摘のとおり、昨今の社会情勢の変化、特に経済活動の国際

化あるいは規制緩和等の状況を踏まえて、今後種々の法的紛争を早期に合理的に解決する必要がある、それを裁判手続に求めたい、公正、透明な手続による紛争解決をしたいという国民の司法に対する要望というものはますます増大するだろうというところは予想されるのでございまして、裁判所といたしまして、このような司法に対する国民の期待の確にこたえられるように人的体制及び物的体制を整備していく必要があるだろうというふうに考えておまして、さらに適正迅速な裁判に加えまして、国民の利用しやすい裁判を実現するという観点からも、今後とも事件数の動向を踏まえながら着実に増員を継続的にお願いしていきたくというふうに考えている次第でございます。

○大森礼子君 いつもこの裁判官の増員とかの問題になりますと、事件の動向、数になるんですけど、これが予測したい。これはもう言うてみればそうだろうと思うんですね。民事につきましては、例えば今おっしゃいましたように経済活動の国際化、規制緩和とか金融ビッグバンとかによってふえるというところはわかります。どのくらいふえるだろうとか、これも多少予測がつくのかもしれません。しかし、刑事事件につきましては、これはもう非常に予測したいところがあるんだろうと思います。

ですから、事件の数の動向が予測したいというところはわかるんですけども、予測が不可能であれば、それは不可能とした上で、そこをところは大ききばに考えて、あと考えるべくは、国民の利用しやすい裁判をどう実現するかということだと思っております。事件数だけを動かす要素とするんだったら、確定した要素がある。それは何かというところ、もしかししたら、まあ民事事件でこの程度だったから一年かかってもしようがないじゃないかみたいなお考えがあるのかなという気もするわけ

です。それで、実は私、前ちょっと弁護士の仕事をし

ておりまして、遺産分割の調停、家事ですね、家庭裁判所の方からこれをちょっと受けたわけですが、その後選挙等がありましてはかの方に御渡したいたしました。その依頼者の方にこの前会いまして、あの件はどうなりましたかと私が聞きまして、いやいやまだまだやっていまして、いや先生、こんなに長くかかってもううんざりですわと、こういうふうにおっしゃるわけですね。これは家裁の方になりますけれども、調停という形で

それが、そのときに何かこちらが責められるような感じがしたもので、私も思わず、だから言ったでしょう、時間がかかるというふうに、と言ったんですけれども、考えてみればこの会話もいかに不自然だということ気がするわけなんです。

それで、事件数とおっしゃいますが、それも要素だと思えます。しかしながら、例えばこれまで通常一年かかるのが、人員が多くなって半年で済めばこれは国民も喜びます、法的安定性というものは早くでき上がった方がよいわけですから。刑事事件につきましては、例えば大体これぐらいの事案ですと一年かかるというものがあって、これが半年で終わる。これは迅速な裁判に資しますし、裁判の迅速性というものは、即国民の人権にも関係してくるわけですね。だから、私かつて委員会ですと申したと思うんですけども、この裁判、司法という分野につきましては人員が、裁判官が余るといふことはいいのではないかと。その分早い裁判といふものが実現すれば、それ自体価値を生み出すわけですから、ほかの行政と同じように考える必要はないのではないかとこのことを申し上げました。

毎回毎回聞きましても、もうお答えがいつも事件数とか何とかとおっしゃるんですけども、もう少し、今御答弁ありましたように国民の利用しやすい裁判ということを本当に真剣に考えていただきたいと思うんです。

今、国民の間では、裁判はもうちょっと面倒くさいな、時間がかかりますでしようというって、も

うなるべく裁判所へ行きたくない。そうではなくて、やはり使い勝手のいい裁判、何か紛争があったときに、それを聞いた人が、ああそれだったら裁判所へ行ってやってもいいでしょうよ、すぐ片づきますよみたいな、公平に解決してもらいたいよ、こういう会話がでてくるような司法を実現しなくてはいいのではないのかと思うんです。

これに対して、何かちょっと答弁を求めなきゃいけないか。私はこう思うんですけども、裁判所の方はいかがお考えでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(浜野惺君) まさに先生の御指摘のとおりでございます。重ねて申し上げますけれども、私も適正迅速な裁判の実現を当然目指しながら、なおかつ並行して国民の利用しやすい裁判を実現する、そういう観点から今後とも人的体制及び物的体制を整備していくことに努めてまいりたい、かように存じております。

○大森礼子君 努力目標というよりなるべくビジョンというのを何か示していただきたいという気がいたします。

次の質問に移ります。

先ほど来、法務大臣の御答弁の中でも、これからは自己決定、自己責任の時代になってくるというところをおっしゃいました。それから、先ほどの最高裁の御答弁でも、経済活動の国際化とか規制緩和とか、それに伴って事件がふえていく、こういうこともお述べになりました。日本は金融ビッグバンとか、こういう時代になりました。競争原理が働く、自己責任ですから争いがあればこれを訴訟の場で解決するという場面がふえると思うわけですね。こういう時代をこれから迎えていくわけなんですから、裁判官と申しましてはやはり人の子ですからすべての事案に精通するということもないだろうと思うんです。

それで、これから金融ビッグバンとか規制緩和とか、こういう時代を迎えまして非常に経済分野等における金融とか、こういう知識が必要になっ

てくるのだらうなと思います。そういう時代を迎えるに当たって、裁判官の専門的知識の付与とか、あるいは視野を広げるためにどういふような体制をとっていかれるのか。あるいは特別な研修とかを予定しておられるのか。できまじたら、事務官もそういう知識が必要になると思ひますので、あわせて質問させていただきます。

○最高裁判所長官代理者(堀籠幸男君) 委員御指摘のとおり、私も似たしして、金融ビッグバンを迎え、複雑化する現代の社会の要請にこたえ、適正な裁判を行っていくためには、裁判官各自が経済問題を初めといたします社会の事情一般に広く通じ、広い視野と高い見識を身につけるよう努力していく必要があると考えているところでございます。そのような自己研さんの一助とするために、裁判所といたしましてはかねてから裁判官の研修制度の充実を努めているところでございます。

例えば、裁判所外の世界で生きた社会現象に接し、裁判所を外から見る機会を与えるために、比較的若い裁判官を中心に報道機関でありますとか民間企業等において研修を行い、あるいは行政官庁に出向させているところでございます。また、裁判官が日本を出て異なる文化に接し、多角的に日本の裁判のあり方を見つめ直す機会を持つことも極めて有益でありまして、毎年多くの裁判官を海外に派遣しているところでございます。

また、裁判官の能力の向上のために、従来から任官後の節目節目に司法研修所において実務と理論の両面における能力の向上及び裁判官に求められるものものの知識の取得を目的とする一貫した合同の実務研究の機会を設けているほか、適宜研究会を開催いたしまして、法律以外の問題に関して、例えば日本経済の事情でありますとか東南アジアの経済問題、世界経済問題といった社会一般の問題に関し勉強の機会を設けたりしているところでございます。さらに、各庁におきましても定期的に外部講師を招くなどして、関連諸科学の研究、裁判実務に有用な知識の吸収等の機会を設

けているところでございます。今後とも、裁判官の視野を広げ、見識を高めるために、委員御指摘の点を踏まえまして経済や社会の事情に対する認識を深めることができるようさまざまな措置を講じてまいりたいと考えているところでございます。

また、書記官に対しまして、専門的な知識を付与し、実務能力の向上を図るため、各種の研修を実施しているところでございます。

○大森礼子君 ほかにも通告しておりましたが、時間の関係で最後に法務大臣にお尋ねいたします。

先ほど円委員の質問に対して法務大臣から、今の時代状況、これからの時代状況を考えると司法の体制を強化すべきと、人員、予算とも努力しなければならぬという御答弁をいただきました。それで、私は、実は今回毎年毎年のこの定員法について法務大臣の答弁を全部ビックアップして比較対照したらどういふふうに出でくるかなんて、やろうと思ひながらちよつとやれなかつたんですけれども、努力しますというのは毎回多分おっしゃっていることなんだろうなという気がするんです。

それで、財政構造改革と言われて、国の経費を一律カットするという発想もあるわけなんですけれども、やはり削減してよい分野とそれから充実すべき分野とについては分けて考えるべきだろうと思ひます。先ほど総理の司法についての行政改革に対する考え方をちよつと教えていただいたわけですから、特に司法というのはほとんどん充実させていくべき分野であらうと思ひます。

それから、今の国民の政治批判の中身というのは、お金とか利権とか、これが優先する政治になつていくというところで、これを何とかやばり人権優先、あるいは金とか利権の逆といいますと社会正義というんでしょうか、これを実現できるような社会にしないといけない、こういう願望を持っているわけでありまして、そうしますと、日本が健全な民主主義国家となるためには司法の役割

というのが大きくなるだろうというふうに私は思ひます。

また、情報公開とかなされますと、行政の処分等についてまた司法の方へ国民が訴えて不正を追及する、こういう形にもなるだろうと思ひます。公正、公平な手続でその責任が国民の前に迅速に明らかにされる、これがあるべき法治国家の姿かなという気がいたします。

ですから、これからの時代状況も踏まえまして、こういう使い勝手云々ではなくて、本当に社会正義と人権とが確実に保障されるというのか、こういうステート・オブ・ジ・レージョと言つたらいいですね、何かオウム教みたいになりますから、そういう時代を実現するための準備作業というものを急いでやらなくては行けないんだらうと思ひます。急いですが、この点について法務大臣のお考えを最後にお聞きして、質問を終わります。

○国務大臣(下福葉耕吉君) 今、委員の御指摘の点は私も全く同感でございます。法務大臣の職責に今ついでに申し上げておきますが、当委員会には私も長らくございまして、そちらの方で先生が今おっしゃつたようなことを毎回法務当局に質問していた記憶が実はあるわけでございます。

今、法務行政の責任者でございます。おっしゃることはもう本当によくわかります。このままではいかどうかということも、今までの状態で十分でないということもよく認識いたしております。そして、法律を提案するのは政府でございます。最高裁とも十分連絡をとり、そして相談をし、皆様の御期待にいかにかたえられるか、本当に激励していただいているわけでございますから、それにこたえられるように、努力すると言つたあれでございますが、一生懸命やっております。

○照屋寛徳君 社会民主党・護憲連合の照屋寛徳でございます。私は、本法律案には全面的に賛成をするものでありますが、幾つかの点について質問をさせていただきます。裁判官並びに裁判所職員の定員を考える上で、

私は、法曹一元制度の意義について最高裁も法務省もぜひ真剣にお考えの上取り組んでいただきたい、こう思ひます。法曹一元制度は裁判官任用制度の一形態でありまして、私は、この司法権の民主的な基盤の強化、さらには司法に対する国民の信頼の確立、法の支配を徹底させるためには法曹一元制度の実現というのは非常に重要な課題であるというふうに考えております。

申し上げるまでもなく、裁判官の任用資格に弁護士または弁護士を中心とする他の法律家としての職務経験を要求せず、当初から裁判官として採用し教育していく現行のキャリアシステムに対して、弁護士または弁護士を中心とする他の法律家としての職務経験を保持することを要求するシステム、これがいわゆる法曹一元制度であります。

最高裁判所並びに法務省、この法曹一元制度について現段階でどのようなお考えをお持ちおられるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(堀籠幸男君) いわゆる法曹一元制度は、昭和三十九年の臨時司法制度調査会の意見書にもございまして、我が国において一つの望ましい制度であるというふうに考えられるところでございますが、その制度が実現されるための諸条件、環境がいまだ整備されていないという認識に立っているところでございます。

このような状況のもとでは、キャリアシステムを原則としつつも、法曹一元の長所を念頭に置いた現行制度の改善を図る方策を採用しているところでございます。具体的には弁護士からの任官制度がその一つでありまして、弁護士としての実務経験を裁判実務の上で大いに役立たせ、生え抜きの裁判官に刺激を与えるものでございまして、裁判所の活性化にも役立っております。今後とも、多数の優秀な弁護士が社会的経験を積んで任官することを歓迎していきたいと考えているところでございます。

○政府委員(山崎清君) ただいま最高裁の方から

答弁ございましたけれども、臨時司法制度調査会、この点の考え方については私どもの認識は最高裁と一緒でございます。その結論としては、将来の一つの望ましい制度という位置づけでございますが、その実現のためにさまざまな諸条件が必要であるという結論だったように理解しております。その諸条件につきましては、現段階でもまだすべてそれがクリアできていない状況にないという認識は変わっておりません。

ただ、今最高裁からも御指摘がございましたが、私も、法曹一元の制度の趣旨は、やはり裁判官が広く社会あるいは国民の実相に触れて、常識的な判断ができるようにという観点からの一つの方策であるというふうに理解しております。法曹一元そのものではなくて、先ほど最高裁の方から答弁がございましたように、なるべく社会の実相に触れる、そういうような方策を種々講じているところでございます。私どもはその推移をもう少し見守りたいというふうに思っております。

ただ、この制度につきましてはいろいろ御指摘があることも十分承知しております。ですから、これからの司法のあるべき姿の一つについての考え方であることは受けとめております。また、この臨時司法制度調査会で検討されました考案方で参考すべきものは大いに参考としたいというところで、今後とも必要な議論はきちっとしていきたいという認識でございます。

○照屋寛徳君 法曹一元制度の私の質問に対する答弁の中で、最高裁判所の方から、いわゆる弁護士任官制度についても若干お触れになっておられました。弁護士任官制度は、一九九一年に日弁連が提起をし、最高裁がそれに応ずるという形で実現をしたというふうに伺っております。この弁護士から裁判官に採用されたというか任官をした数について、まずお教えいただきたいと思っております。

○最高裁判所長官代理者(堀籠幸男君) いわゆる弁護士任官制度というのが設けられました昭和六十三年以降、現在まで弁護士から裁判官に任官し

た人の総数は四十名でございます。

○照屋寛徳君 検察官から裁判官に任官した数もおわかりでしたらお教えいただきたいと思っております。

○最高裁判所長官代理者(堀籠幸男君) 突然の御質問でありまして、手持ちに資料がございませんので、お許しただきたいと思っております。

○照屋寛徳君 数はわかりましたが、現実には弁護士が裁判官への任官に応募する手順というんでしょうか、応募から採用までの手順というのはどういうふうになっておりますか。

○最高裁判所長官代理者(堀籠幸男君) 裁判官に任官を希望される弁護士の方が弁護士会に申し出て、弁護士会から各地裁事を通じて高裁、それから最高裁に來るというのが手続になっているというふうに認識しております。

○照屋寛徳君 日本弁護士連合会が新しい民事訴訟法の施行に伴ういわゆる少額事件対策として、弁護士から非常勤裁判官を採用すべしという非常勤裁判官制度の導入を提起いたしておるようでございます。

イギリスでは、その非常勤裁判官が裁判官登用の道筋ともなっているようでありまして、もとよりイギリスと我が国司法制度は全く同じわけじゃありませんので、イギリスと同じようにというわけにはいかないかもしれません。

そこで伺いますのでありますが、この日弁連が提起をいたしております弁護士からの非常勤裁判官制度の導入について、現在どのような検討がなされているのか、あるいはまたどのような問題点があると御認識をされておられるのか、最高裁に伺いをして、私の質問を終わります。

○最高裁判所長官代理者(堀籠幸男君) いわゆる非常勤裁判官制度につきましては、一つは憲法上の問題を慎重に検討しなければならぬというふうに私どもは考えておるところでございます。

すなわち、憲法では裁判官の身分保障、任期、定年それから報酬等の規定が定められているわけでありまして、とりわけ憲法では「裁判官は、す

べて定期に相当額の報酬を受ける。」ことになっておりまして、この憲法の規定というのは裁判官が他の収入を当てにすることなく職務に専念することを保障しているということになります。憲法自体フルタイムの裁判官を想定しているのではないだろうかと考えられるところでございます。非常勤裁判官制度を導入するということがなりましたと、この憲法との関係をどう考えるかということ、私どもはまだ慎重に検討していかなきゃならないんじゃないかという点が第一点でございます。

それからもう一つは、一方の当事者のために活動されている方がその合間合間に裁判をやるというところが一般の国民の皆さんの理解と信頼を得られるかという点についての検討も必要になってくるのではないかと。これらの点について慎重に検討しない限り、前向きに進むことは難しいのではないかと考えているところでございます。

○橋本敦君 この定員法の改正について、私の方にももちろん賛成でございます。

今、言うまでもありませんけれども、官庁の官庁と言われる大蔵省にまで汚職が広がって、日銀にまで汚職が広がるといふ事態になっております。かつてロッキード事件が裁判で重要な課題になったときに、その事件を担当した半谷裁判官が、世は乱れ政治は乱れても、まさに司法が健全である限り法と正義を守る日本の未来に希望はあるという趣旨の高い格調の判決をされました。

今日のこういった事態について、裁判所としてあるいは裁判官としてそういった憲法を守り正義を守る気概というのが今本当に大事ではないかと思っております。御見解ございますか。最高裁、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(浜野健君) 裁判所としては、特に昨今の経済情勢の変化に伴いまして、民事系統の事件を中心に紛争解決を求め国民の声が増大してまいりまして、やはり裁判所における公正かつ明かな手続によって真相を把握し、的確あるいは法律に従った合理的な解決を

求める、そういう要望がますます今後強くなっていくだろうというふうに思われます。

民事事件以外にも、御案内のとおり、刑事事件につきましても家事事件につきましてもあるいは少年事件につきましても同様でございます。やはり社会正義の実現と国民の権利の救済ということについて、委員今御指摘のような社会情勢も踏まえまして、ますます司法に対する国民の要望というのが強まってくるだろうということは私も十分認識しているところでございます。そういう背景を踏まえまして、今申し上げましたような司法の紛争解決機能が十全に発揮できるように人的及び物的体制の整備に今後とも努めてまいりたい、かように存じている次第でございます。

○橋本敦君 そういった観点からしますと、私は今回の増員だけでは足りないと思っておりますが、その問題はまたこれからも議論していただきたいと思っております。

ところで、法務大臣も所信表明の中で、今日の汚職、腐敗については厳正な法の適用によって説明をするという決意を表明されました。私はそのことを高く期待しておるものでありますが、それに関連をして今起こっている問題について、さらに踏み込んだ捜査をお願いしたいということ、刑事局長にも来ていただきました。

まず、刑事局長に伺いますけれども、問題になっております一つの事件としては、金融機関関係者の叙職問題に関連をして供応接待があったのではないかとということが広く報道されております。

これは端的に言って杉井孝大臣官房審議官の問題であることはもう明白になっておるのでありますが、一般論として各金融関係者の叙職について大蔵省の担当官房に対して申請があり、内閣の賞賜局の方にそれが受賞候補として挙げられていくという手続を考えますと、その衝に当たる大臣官房審議官が叙職を得たいあるいはいい叙職を得たいというそのことを目的として供応接待をするということに關与するとなれば、これは私はまさに

刑法上の贈賄罪に該当する、そういう事案になる問題だというように認識せざるを得ないと思うのですが、刑事局長として一般的な御見解はいかがですか。

○政府委員(原田明夫君) 一般論ということでお尋ねでございますが、やはり刑事事件につきましても、具体的な証拠関係に基づきまして、どのような法令上の評価ができるかということが厳格に告げられなければならないと考えるのでございます。一般論といたしまして、法務当局の立場である一定の事実を想定してその採律について評価をするということにつきましては、やはり差し控えるべきであるかと考えております。

ただ、委員御指摘のような報道がなされていることは私も承知しているわけでございまして、けれども、検察官といたしましては過去のさまざまな事例につきましてもあらゆる観点からできるだけ証拠に基づき調査をいたしまして、そして必要な法律上の適用の有無につきまして判断を適正にするものと考えておりますので、その点で御理解賜ればと存する次第でございます。

○橋本敦君 この杉井氏は、平成四年六月から、つまり九二年六月から九五年の六月まで大臣官房秘書課長をしております、そのときに今私が指摘をした叙職に関する仕事を担当しておったというの、これはもう客観的に明白であります。報道されているところで客観的に明らかなのは、九四年の春に三和銀行元会長の川勝堅二氏、九五年秋に日興証券元会長の梅村正司氏が勲一等を受章している。これは、全銀協の会長を経験していないというところが一つ、それからもう一つは、御存じのようにまさに三和銀行にしろあるいは日興証券にしろスキャンダルにかかわっているところであることは有名でありますから、そのところの経営トップが勲一等ということは、これはまさに業界の中でも異例だと言われているわけ

です。そういう異例な叙職が行われた背景に、新聞の報道でも、刑事局長御存じだと思いますけれども、

まさにこの時期に大臣官房秘書課長であり、そういったことを所管していたこの杉井孝、現在審議官でありますけれども、かなり銀行からMOF担を通じて供応接待があったということになれば、これは重要な問題として捜査するのが私は当然だと思っております。

この問題で、既に予算委員会でも議論になりました。松永大蔵大臣は、十八日午後開かれた衆議院予算委員会の答弁の中でも、この審議官が銀行や証券業界から住専の問題やあるいは勲章、叙職の格上げをめぐる過剰接待を受けていたというこの報道については大蔵省の内部調査の対象に入っているとはつきりおっしゃって、国家公務員法に基づいて厳正にその結果が出れば処分するまで答弁されている。これは私は当然だと思っております。だから、この問題について私は単に国家公務員法上の処分の問題ではなくて、まさに刑法に触れる嫌疑がある事案として捜査する必要性があるのではないかとこのことは明白だと思っております。

今、刑事局長は、この報道も知っている、検察当局もそれに関心を持っているというお話がありました。これは私が今指摘したとおり、大蔵省は公務員法上の問題として検討するとはつきり大臣が言っておられるのでありますから、検察庁としても犯罪の嫌疑の有無について積極的にこの問題は解明をするという決意を持って臨んでいただくのが当然だと思っておりますが、もう一度重ねて答弁をいただきたいと思っております。

○政府委員(原田明夫君) 委員の御質問の趣旨については私もよく理解するところでございまして、我が国の刑事訴訟法といえますが刑事司法のあり方というところから考えますと、やはり検察官において最終的に事実の存否について証拠に基づいて判断をする、そしてその上で採律について問題があれば適正な処置をするということについて、そのような建前のもとで運営されておりますので、その点につきまして法務当局からある特定の立場でそれについて関心を持つべきであるとか、

こういう立場でやるべきだということに関して申し上げることは適切でないと考えます。その点につきましては、どうぞ刑事司法のあり方という観点からのものでございしますので、御理解を願えればと存する次第でございます。

○橋本敦君 慎重にお答えになりますことを私も慎重に受けとめますが、こういう事実が広く報道され、重大な嫌疑があると国民が思っているときに、このことについて、まさに捜査を預かる検察として無関心でおおってはいかなるべきであらうか。当然あなたがおっしゃるような慎重な配慮が必要だけれども、この問題については法的に責任があるかどうかについては、検察としては重大な関心を持って手続を進めるべき必要があれば進めるという立場をはっきりお示しいただくのが当然ではありませんか。これだけのことが報道されているのに知らぬ顔しているというわけではないということはおっしゃるのとおりなんですから、いかがですか。

○政府委員(原田明夫君) 検察官の立場といたしましては、ある過去の一定の事実につきましてさまざまな問題があるという点について配慮しつつ、あらゆる観点からやはり事案の実情につきまとして証拠に基づいて検討するということが私はその職責上あるべきものと考えている次第でございます。そして、それ以上具体的な事件につきましてどうであるという点については法務当局の立場として申し上げることはやはり適切でないと考えますので、御理解を願いたく存する次第でございます。

○橋本敦君 もう時間がありませんから最後に伺いますけれども、こういった問題が広く報道され国会で議論になっておると、このこと自体は検察として真剣に重大な関心を持って受けとめるということは当然でしょうね。そこはいいがどうですか。○政府委員(原田明夫君) 国政について重要な論議がなされる国会におきましてさまざまな御議論については、これは当然のことながら関心を持って私はそのことについて認識を深めるものというふうに思っています。それに基づきましての行動につき

ましては検察官において判断すべきものと考えますので、その点についての御理解を願えればというところでございます。

○橋本敦君 それじゃ、徹底的に厳しく捜査していただくように重ねてお願いをして、質問を終わります。

○平野員夫君 定員法改正案につきまして、諸先生から既にいろいろな問題点が指摘されまして、若干重複するかも知れませんが、時間の範囲でお尋ねしたいと思っております。

日本人は、裁判官とたかといって裁判を基本的に忌避しようとする、嫌がる気質をまだまだ残していると思っております。それから一方で、裁判マニアという言葉がありますが、何でも裁判所に持ち込んで精神的に一つの満足をするという人たちもいるわけでして、日本人の法意識というものは私は通常の近代国家と違った大変難しいものを持っていると思っております。

そういう状況の中で、大臣もおっしゃるように、国際化に伴う状況の変化で事前チェック型社会から事後チェック型社会になって、司法制度が整備されないうち、司法、裁判官あるいは準司法の関係の方たちの数をふやさないかぬといふことなんですが、これは大事なことでふやさないかぬとありますが、これをふやすといふてもなかなか右から左というわけにもいきません。教育も要りますし、大変な時間がかかりますし、容易なことじゃないと思うんです。

こちら、そういう問題意識を考えられておられるかどうかということをもう少しお聞きしたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(浜野健君) 委員御指摘のとおりでございます。私どもも、今後の社会経済情勢の変化、特に経済の国際化それから情報化、規制緩和等が進むに伴いまして、紛争を公正、透明な手続で解決する法的な手段として裁判手続が求められる、そういう手続を司法に対して国民が期待するという要望はますます増大してくるだろうという認識を十分に持つております。

そういう認識を踏まえながら、今回平成十年度二十人という裁判官の増員をお願いしているわけでございますが、これは先ほど来御説明いたしましたように過去五年間の裁判官増員数の合計の三分の一に匹敵する数でございます。裁判所の規模で見ますと二十人の裁判官と申しますのは、横濱地裁本庁あるいは名古屋地裁本庁の民事部の裁判所を一つつくり上げるという相当程度の規模でございます。

ただ、私どもといたしましては、今後委員御指摘のような状況の変化とともに司法に対します国民の期待というのはいまますます増大してくるだろうというふうに予測しているところでございませう。裁判所といたしましては、今後とも事件動向等に十分着目しながら必要な裁判官の数を着実に確保するという観点から継続的に増員をお願いしていきたい、かように考えている次第でございます。

○平野貞夫君 大臣にお尋ねいたしますが、大臣がよくおっしゃる、事前チェック型から事後チェック型にこれから変わっていくんだ、変わっていくかざるを得ないんだと、こういうお話を私流に解釈しますと、今まで続いていたいわば行政の裁量による政治といえますか社会的運営といえますか、それを社会的公正という角度から、今後は法的処理といえますか事後チェックといえますか、ちよっと幅広い意味でいわゆる司法による事後チェック、法的処理、こういう社会に変わるんだと、こんな感じで私はとらえたいと思つておるんですが、それでよろしいでしょうか。

○国務大臣(下福葉耕吉君) 一言で申し上げますと、規制緩和に伴いまして事後チェック、自己責任ということになります。自己責任ということになりますと、当然に司法の問題がふえてくるというふうに理解いたします。

○平野貞夫君 与党の方でもやられているでしょうし政府の方でもやっておりますが、私たち現在自由党でございますが、かつて新進党でも行政構造改革それから経済構造改革ということを議論しているわけでございます。私は、規制緩和という言葉を使っても結構でございますが、地方分権も含めましてやっぱり行政の権限、いわゆる中央政府の権限あるいは地方、いわゆる明治以来民間を指導する、そういう規制を自己責任において自由なものにしていく、その結果トラブルは事後にチェックしていく、決めていく、こういうことだというふうに考えておるんです。

したがって、行政構造改革がどの程度できるか、規制緩和をどの程度本気でやるかということとは、逆に見ますと事後チェックの司法制度をどうだけ整備するか、あるいはどれだけ整備できるか、何ほ理屈で格好のいいことを言っても、事後チェックできるシステムというのができ上がらなければ何の意味もないわけでございます。そういう意味で司法制度の強化、拡充、整備というのは、他の行政部分の人員をカットし、あるいは機能を減らす、あるいは予算を減らす、減らせば減らすほど司法の方は多くなる、そういう認識のものと違うんです。

橋本総理が果たしてそういうような認識をされているかどうか。所信表明ではされているというふうに大臣はおっしゃっていますが、私は直接聞いたことはございせんけれども、そこまでの方は認識されていないんじゃないかという考えを持っております。

時間があと二、三分しかありませんから引き続きしゃべらせていただきますが、ぜひ橋本総理に

もそういう認識を法務大臣からさせていただきたいということ、それからもう一点は、大臣は先ほどそういった整備に努力、一生懸命やる、こう言っていますが、ちよっとそのお話に具体性がなない。そこで、私は、私的な関係でもいいですから法務大臣が声をかけられて、司法制度をきっちりとしておかなきゃこれはえらいことになるぞ、これは法教育あるいはもつと前の、そういうものに携わる人の人間教育といえますか人格教育までかかる問題があると思ひますが、ひとつ法務大臣が声をかけられて、最高裁の長官とか、あるいは弁護士連合会の会長とか、あるいは学識経験者とか、ある程度将来を展望して司法というのはこんなになるんだぞというようなビジョンといひますか、そういったものをやっぱり早急に打ち出して国民を啓蒙する必要があるんじゃないかと思ひます。

そういう要望も含めて申し上げて、あと御所見を伺ひまして終わりたいと思ひます。

○国務大臣(下福葉耕吉君) まず第一点の総理の認識の問題でございますが、私は十分御認識いただいていると思ひます。党の中でもそういうふうな意味で特別調査会、これ保岡調査会でございますが、今真摯に検討をやつておるところでございます。

それから、二番目の問題につきましては同感でございます。私には事ごとくいろいろ問題があるたに日弁連の会長にお会いしたりあるいは電話したりいたしております。それから最高裁の長官とも本日の審議の状況を、もちろん総務局長もやつておりますからそちらの方が筋でしょうが、私として感じておることもお伝えいたしまして、何とかその辺のところで方向を見出したい、このように思ひます。

○山田俊昭君 私は、先回、検察実務に携わつていない検察官の問題についてお尋ねをいたしました。きょうは、裁判実務に携わつていない裁判官についてお尋ねをいたします。裁判官の数をふやすこと自体は、裁判の迅速を

担保して国民の便宜に資するということであれば、私は基本的に賛成するものであります。しかし、裁判所の組織自体がせつかく裁判官として採用された者を合理的な理由もなく裁判実務以外に携わらせているのでは、増員させる意味がないのではないかと思ひます。そこで、この点に関連して何点か質問をさせていただきます。

平成九年における下級裁判所の裁判官の現在員数と申しますか、判事が千三百五十二名、判事補が六百七十七名、計二千二百二十九名であります。このうち、最高裁事務総局の局長、課長、高裁事務局長等の本来なら事務官をもって充てるのがふさわしい職責についている者の数が、判事が九十九名、判事補三十名の計百二十九名にも及んでおります。これは判事、判事補の現有員数の六・四％にも及んでおります。

裁判官は一般行政官と異なつて、その職務の特殊性、専門性のゆえに、司法試験合格後、司法研修所において二年間の研修を受け、国民の税金をもつて給料まで支給され、さらに任官後は一般行政官よりもはるかに高額の報酬を保障される立場にあります。その本来の任務は言うまでもなく裁判実務に携わることであります。

そこで、まずお尋ねするのですが、最高裁事務総局七局、総務、人事、民事、刑事、行政、家庭、経理のすべての局長と課長等十八ポストに裁判実務を離れた裁判官をもつて充てなければならぬという合理的な理由、必然性がどこにあるのか、お尋ねをいたします。

○最高裁判所長官代理者(堀籠幸男君) 裁判所の司法行政事務は裁判所法上裁判官会議が行うというところになっていくわけでございます。これらの事務の中には裁判官の人事、裁判所の施設等裁判事務と特に密接な関係を有するものがあります。またこのほかにも最高裁判所規則の立案等、特に法律知識を必要とするものも少なくないわけでございます。

そこで、裁判官会議を補佐する事務総局において裁判官の資格、経験を有する者が企画立案等の

事務に当たることによって初めて司法行政の実を上げることができるといふふうな考へておりまして、司法行政の重要事項の企画立案等をつかさどる職には原則として裁判官を充てております。

しかし、訴訟促進を図るためにもできる限り司法行政部門の裁判官を減らし裁判事務に回すことが必要といふことは委員御指摘のとおりでございます。また一般職で賄えるポストにつきましてはできる限り一般職員を充てるといふ配慮もしているところでございます。

○山田俊昭君 重要な司法行政に裁判官みないな専門家が必要であるといふことはわかるんですが、民事、刑事、行政、家庭の四局長についてはその職務の性質上判事を充てて充てては多少首肯できるものを持っているわけでありまして、なかんずく、経理の局長が裁判官でなくやうなぬといふ必然性というのには私はないと思ふんです。むしろ経済事情や財政、会計に通じている専門家を充てていかなるべきではないかと思ふんですが、この点いかがお考えか、お尋ねをいたします。

もし法律専門家、裁判官の資格ある者を各行政庁に法的な判断その他の行政上の必要性から置かなければならぬといふのであれば、先ほどと逆の話になるかも知れぬけれども、大蔵省とか会計検査院にだって最高裁判事の出向を求められてしめるべきだと思ふんですけれども、現在外務省に十一名の裁判官が出向中であるという統計表があるわけですから、こころ辺のところも踏まえて、いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(堀籠幸男君) 最高裁判所の事務総局で総務、人事、経理の関係でございますが、これらの局では司法制度全般、あるいは裁判所の基本的な組織の運営、それから裁判所予算の編成、実行、裁判官に関する人事をつかさどっているわけでございます。なかんずく、御指

摘の経理局につきましては、裁判所の予算の中にはいわゆる裁判費といふものがございます。裁判の運営を行うための費用もかなりの割合で占めているわけでございます。こうした予算の編成、執行に当たりましては裁判事務処理に精通した者が求められるところでございます。こうしたことから、経理局につきましても裁判官を充てているといふことでございます。

なお、行政庁に出向しておりますのは比較的若い判事補でございます。むしろ将来の裁判官を背負っていただくということで、外部での経験を積んでいただく、その方が将来の裁判官として国民の負託にこたえる知識、経験を有することになるのではないかとこのように考へておられるところでございます。

○山田俊昭君 私は裁判官が勉強のため、研修のためいふようなところへ出向されることをとやかく言うものではないんです。さらに調べてみますと、高裁の事務局長八名全員が裁判官なんです。反対に地裁とか家庭裁判所の事務局長全員が事務官というふうになっておるんです。全く対照的だと思ふんですが、高裁の事務局長の職務と地裁、家庭裁判所の事務局長の職務に、そういうふうな高裁だけ裁判官を充てて下の地裁、家裁にそういう方を置かなくてはならない、内容的にそんな開きがあるものかどうか、そこら辺のところをお尋ねいたします。

○最高裁判所長官代理者(堀籠幸男君) 高等裁判所の事務局長は長官の命を受けて裁判官の人事についても立案をいたします。管内の実情調査、あるいは最高裁判所及び管内所長との連絡調整、それから職務代行制による管内裁判官の配置の調整に当たるといふ職務を行っております。これに加えて、下級裁判所の規則とか規程案の作成にも当たっております。

このようなことからいいますと、高等裁判所の事務局長といふのは地家裁の事務局長とは異なりましてやはり裁判経験を有する者、すなわち裁判官を充てることがその職務の関係で必要でござ

います。裁判所の事務官にかえることは難しいといふふうに考へておられるところでございます。

○山田俊昭君 それなりの御説明なんです。とにかく裁判官百三十人が裁判実務に当たっている、そしてそういう事務職をやっているという現実の中で、裁判官をこし二十人ふやさんですけれども、むしろそういう事務官なんかをやっている裁判官を裁判実務に当たらせる方が重要なのではないのかというのが率直な、素朴な意見でございます。

それから、裁判所には従来から裁判所事務官上級甲種試験といふのが五十九年まであったわけですが、六十年からは第一種試験という採用区分があるわけですが、これは一般行政職であればこの試験に受ければ各省庁の事務次官、局長にまで普通上り詰めるわけでありまして、いわゆるキャリア組に相当する採用区分であるんですが、裁判所に関してはこのキャリア組が冷遇されたといえます。ほとんど判事、判事補をもって事務局内の幹部が占められているという現実があるわけでありまして。

これは何か組織内に不当なあつれきを生ぜしめるのではなからうか。一種採用事務官のやる気や喪失させて、中途退職をしていく人がたくさんあるやうに聞いておりますけれども、この点、過去どの程度の一種合格者がいて中途退職者がいるのか、数字がわかればお示しをいただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(堀籠幸男君) 事務官の一種、その前は上級甲種でございましたが、こういう職員は、総局内はもとより下級裁判所においても重要なポストにつくなどしております。重責を担ってその能力を発揮しております。やる気を喪失するような状況にはないといふふうに考へております。

過去十年間に採用した一種試験合格者のうち中途退職した者は二十六人で、十年間の一種採用者は二百四十四名でございますが、そのうちの約一〇%でございます。一種及び上級甲種採用者全体

のうちの中途退職者ということになりますと、過去五年間でしか把握しておりませんが、過去五年間における一種及び上級甲種職員の中途退職者は三十四人でございます。

中途退職した人で、なぜ退職したかということでございますが、若い時期に退職した人の大多数は、採用前から司法試験を受験してございまして、採用後も受験を継続して司法試験に合格したとか、あるいは受験に専念したいという理由で退職した者でございます。比較的長期に勤務して中途退職した者は、それぞれの人生設計の中で、簡易裁判所判事であるとかあるいは執行官に任官するといふような理由によるものが多いのが実情でございます。

いすれにいたしましても、委員御指摘のように、やる気を喪失して退職したという者は余りないといふふうに御理解いただきたいと思ひます。

○山田俊昭君 終わります。

○委員長(武田節子君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(武田節子君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(武田節子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前十一時四十分休憩

【休憩後開会に至らなかった】

三月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、選択的夫婦別姓の導入、婚外子差別を廃止する民法改正に関する請願(第六八七号)

一、裁判所連記官制度の維持・充実に関する請願(第六九九号)

一、選択的夫婦別姓の導入、婚外子差別を廃止する民法改正に関する請願(第七一九号)

一、子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願(第七二二号)

第六八七号 平成十年二月二十七日受理

選択的夫婦別姓の導入、婚外子差別を廃止する民法改正に関する請願

請願者 福岡市博多区吉塚本町二ノ三〇 山方文子 外十九名

紹介議員 三重野栄子君

一、民法第七百五十条を改正し、夫婦は同姓でも別姓でも選択できる制度を実現すること。その際、別姓夫婦の子の姓は、子の出生の都度、届け出るものとする。

二、民法第九百条第四号ただし書を廃止し、婚外子、婚内子の法定相続分を同等とすること。

理由

(一)夫婦同姓の現行制度の下で改姓しているのは九十八%が女性であり、男女間の実質的な平等の一つとなっている。選択的夫婦別姓は自分自身の名前でも生きたい女性たちの願いをかなえるものである。また、子供を持たない夫婦、持たない夫婦もあり、結婚届に子の姓を記入しない限り結婚が成立しない制度は、当事者に精神的苦痛を与え、結婚は両性の合意によって成立するという憲法第二十四条にも違反する。(二)子どもの権利条約第二条に出生による差別の禁止が規定され、また、国連規約人権委員会が日本政府に対して、相続差別を中心とする婚外子差別の撤廃を勧告した。婚外子差別は親の事情で子供を差別するもので、子供には何の責任もない。

第六九九号 平成十年三月三日受理

裁判所連記官制度の維持・充実に関する請願

請願者 長野市鶴賀田町二、〇九〇 武田芳彦 外三百九十三名

紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第七一九号 平成十年三月五日受理

選択的夫婦別姓の導入、婚外子差別を廃止する民法改正に関する請願

請願者 福岡県久留米市国分町二五六 村上慶子 外四十九名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第七二二号 平成十年三月五日受理

子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願

請願者 愛媛県伊予郡松前町徳九一三ノ二 近藤千春 外九十九名

紹介議員 堂本 曉子君

「児童の権利条約」の締結国である日本は、第三十四条にある「あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待」から子供を保護することを約束しているにもかかわらず、国の内外において「わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること」や、日本国籍を持つ者によって「不法な性的な行為を行うこと」を児童に対して勧誘し又は強制すること、「売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること」などが行われている。しかし、このような事態を防止し、加害者を処罰するための有効な措置はほとんど採られず、現行法では第三十四条を十分担保できない。

ついで、政府は「この条約の実施のためには新たな国内立法措置を必要としない」というこれまでの態度を改め、実質的に子供に「あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待」が及ばないよう、速

やかに「適当な国内、二国間及び多数国間の措置」のための立法措置を採り、国際協定を結ぶとともに、法律の執行に当たっては被害にあった子供が二重三重の苦痛を味わうことのないよう、特段の配慮をされたい。

三月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

一、保護司法の一部を改正する法律案

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条の二(前三条)を「第三条から前条まで」に改め、同条を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

(指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務)

第五条の二 外国法事務弁護士は、第四条の規定にかかわらず、次に掲げる者の書面による助言を受けてときは、指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務(当該特定外国法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。以下この条及び第六十三条第四号において「特定外国法に関する法律事務」という。)を行うことができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

一 当該特定外国法に係る特定外国における外国弁護士(外国法事務弁護士である者を除く)であつて外国弁護士となる資格を基礎として当該特定外国法に関する法律事務を行う業務に従事している者(国内において雇用されて外国法に関する知識に基づいて労務の提供を行っている者を除く。)

二 外国法事務弁護士であつてその原資格国法又は指定法が当該特定外国法である者

第三条第二項の規定は、外国法事務弁護士が前項の規定により当該特定外国法に関する法律事務を行う場合について準用する。

第九条第一項中「取得した外国」の下に「次条において「資格取得国」という。」を加える。

第十条第一項第一号中「五年以上その資格を取得した外国を三年以上資格取得国」に改め、「経験」の下に「資格取得国における外国弁護士が資格取得国以外の外国において外国弁護士となる資格を基礎として資格取得国の法に関する法律事務を行う業務に従事した経験を含む。」を加え、同条第二項中その外国弁護士となる資格を取得した外国を「資格取得国」に、「二年」を「一年」に、「その資格を取得した外国」を「資格取得国」に改める。

第四十九条の二第二項中「法律事務以外の」を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 外国において効力を有し、又は有した法に関する知識を必要とする法律事務

二 当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者である法律事件についての法律事務

第四十九条の二第二項に次の一号を加える。

三 外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者が発行済株式の総数の二分の一以上に相当する株式又は出資の総額の二分の一以上に相当する持分を保有する会社の依頼による法律事件についての法律事務

第六十三条第四号中「又は指定法を」若しくはは指定法に含まれる条約その他の国際法又は第五条の二第一項の規定により特定外国法に関する法律事務を行う場合の特定外国法」に改める。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第十一項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(承認の基準に関する経過措置)

2 改正後の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十条第一項及び第二項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第九条第一項の規定による申請をしている者についても適用があるものとする。

(罰則に関する経過措置)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(懲戒の処分に関する経過措置)

4 この法律の施行前に生じた事実に基づく外国法事務弁護士に対する懲戒の処分については、なお従前の例による。

保護司法の一部を改正する法律案

保護司法の一部を改正する法律

保護司法法(昭和二十五年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

(職務の遂行)

第八条の二 保護司は、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従い、次に掲げる事務であつて当該保護観察所の所掌に属するものに従事するものとする。

- 一 犯罪をした者の改善及び更生を助け又は犯罪の予防を図るための啓蒙及び宣伝の活動
- 二 犯罪をした者の改善及び更生を助け又は犯罪の予防を図るための民間団体の活動への協力

平成十年三月二十七日印刷

三 犯罪の予防に寄与する地方公共団体の施策への協力

四

その他犯罪をした者の改善及び更生を助け又は犯罪の予防を図ることに資する活動で法務省令で定めるもの

第十四条の見出しを(省令への委任)に改め、同条を第十八条とする。

第十三条中「保護司」の下に、「保護司会及び保護司会連合会を加え、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の協力)

第十七条 地方公共団体は、保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動が、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力を行うことができる。

第十二条の次に次の三条を加える。

(保護司会)

第十三条 保護司は、その置かれた保護区ごとに保護司会を組織する。

2 保護司会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

一 第八条の二に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整

二 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集

三 保護司の職務に関する研究及び意見の発表

四 その他他保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

(保護司会連合会)

第十四条 保護司会は、都道府県ごとに保護司会連合会を組織する。ただし、北海道にあつては、法務大臣が定める区域ごとに組織するものとする。

2 保護司会連合会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

一 保護司会の任務に関する連絡及び調整

二

保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集

三 保護司の職務に関する研究及び意見の発表

四 その他他保護司の職務又は保護司会の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

(保護司会等に関し必要な事項の省令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、保護司会及び保護司会連合会に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

(犯罪者予防更生法の一部改正)

2 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第二十條中「受けて」の下に、「同法の定めるところに従い」を加える。

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「六七九人」を「六九九人」に改める。

第二条中「二万五千五百九十二人」を「二万六千六百十三人」に改める。

附則

この法律は、平成十年四月一日から施行する。

三月十七日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は三月十六日)
一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

平成十年三月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局